

あなたも JAの 組合員に!

お気軽にお声を
おかけ下さい。



JAはあなたの加入を
お待ちしております。

組合員加入運動展開中

組合員になって、食と農をテーマとした、さまざまな活動に参加したり、
JAの事業やサービスを利用してみませんか。

**管内にお住まいであれば、
農家以外の方も組合員になることができます。**

JAグループ石川

JA加賀
JAののいち
JA能登わかば

JA小松市
JA金沢中央
JAおおぞら

JA根上
JA金沢市
JA町野町

JA能美
JA石川かほく
JA内浦町

JA白山
JAはくい
JAすずし

JA松任
JA志賀

詳しくはお住いのJAまでお問い合わせ下さい。

J A はじめて

Q1

J A って なんですか？

Q&A

J A とは Japan Agricultural Co-operatives (日本の農業協同組合)の略で、新しい農業協同組合のイメージを象徴する愛称として平成4年4月から使用しています。

J A は、農業を営む人たちと地域の人たちが出資をして組合員となり、運営・利用する組織で、各地域に設立されています。人々が連帯して助け合う「一人は万人のために、万人は一人のために」(相互扶助)という精神のもと、組合員の営農や生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的につくられた協同組合です。



J A はどんな事業を 行っているのですか？

Q2

農業技術の指導をしたり、組合員の営農や生活に必要な資材を共同で購入したり、新鮮な農畜産物を売るお店を開いたり、また、銀行や保険会社のように貯金や融資、共済の事業を行っています。

食と農をテーマとしたさまざまなイベントや女性部、青壮年部による地域のふれあい活動にも取り組んでいます。また、自然や命の大切さを子供たちに理解してもらうため学童体験農園の支援なども行っています。

J A は、まるで、なんでもそろそろ大きなショッピングモールのようなところです。



Q3

組合員でないと JAは利用 できないの？

組合員以外の方でも、一定限度内
ご利用いただけますが、受けられ
ないサービスもあります。

Q4

組合員には、 誰でもなれるのですか？

農業を営む人も、営んでいない人も組合員になることが
できます。詳しくは、加入を希望されるJAへお問い合わせ下
さい。

JAの管内にお住まいの方や、お勤めの方などで、JAの事業を
利用したり、活動にご参加いただける方は組合員になることができま
す。また、**組合員のご家族の方も加入することができます。**

なお、**農業を営む人を「正組合員」、農業を営んでいない人を
「准組合員」と呼びます。**

「准組合員」はJAの運営には参加できませんが、**事業の
ご利用に関しては、正組合員と同じサービスを受けるこ
とができます。**



Q5

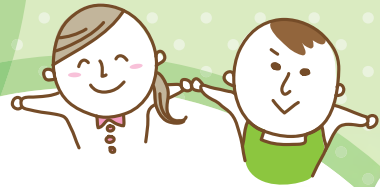
加入するには？



J Aの活動にご理解・ご賛同いただける方は、
加入を希望するJ Aに必要な申込書類を提出し、
J Aの承諾後、出資金を払い込みいただくことで
組合員となります。

その際、出資配当金の振り込み先として貯金口座
を開設いただくこととなります。

なお、毎年総代会（総会）の日の2週間前
から総代会（総会）の日までの間は加入
を受付けておりません。



出資金は 何に使われるの？

Q6

J Aは協同の力で組合員の営農及び生活の
ために必要な事業を行う組織です。そのための
必要なお金を自分たちで出し合っています。そ
れが出資金です。

出資金は、J Aのあらゆる事業・活動
の「もとで」として使われています。

Q7

脱退するには？

脱退を希望する方は、加入手続きを行ったJ A
の支店へ脱退に必要な書類を提出いただきます。毎事
業年度末の 60 日前までに書類を提出いただくことで、
その年度末での脱退となります。また、お預かりして
いた出資金については、払い戻します。ただし、出資
金は長期的・安定的な運営資金として使用している
ため、貯金解約のような即時返金はできません。

脱退をした事業年度の通常総代会（総会）
以降の払い戻しになります。



Q8

組合員になると？

J Aの全ての事業を利用し、各種活動に参加することができます。また、J Aによっては組合員加入特典や優遇制度が設けられています。

J Aの経営成績により、出資金に応じた配当金や事業利用に応じた配当金を毎年受け取ることができます。配当金は、J Aの最高議決機関の総代会（総会）で、決定されます。

※ J Aの事業実績によっては受け取ることができない場合があります。

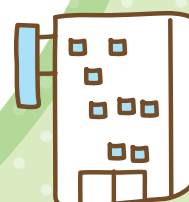


組合員として加入後、住所・氏名等が変更になったときは？

Q9

住所・氏名の変更や組合員資格要件（就農・離農等）に変動が生じた場合は、加入手続を行ったJ Aの支店へ書面にて届出いただくことになっております。

- 住所が変更になった……………住所変更手続き、又は脱退手続きが必要となります。
- 氏名が変更になった……………氏名変更手続きが必要になります。
- 組合員本人が亡くなられた……相続手続き、又は脱退手続きが必要になります。
- 組合員資格が喪失又は変更となった（就農・離農等）……脱退手続き、又は資格変更手続きが必要になります。



県内JA一覧

JAすずし

珠洲市野々江町二部 40 番地 1
TEL (0768)82-2255(代)

JA内浦町

鳳珠郡能登町字松波 10 字 54 番甲 1
TEL (0768)72-1238(代)

JA町野町

輪島市町野町広江 4 字 32 番地
TEL (0768)32-1107(代)

JAおおぞら

鳳珠郡穴水町字大町ほの 95 番地
TEL (0768)52-3800(代)

JA能登わかば

七尾市矢田新町イ部 6 番地 7
TEL (0767)53-8500(代)

JA志賀

羽咋郡志賀町末吉新保向 1 番地
TEL (0767)32-1155(代)

JAはくい

羽咋市太田町と 105 番地
TEL (0767)26-3333(代)

JA石川かほく

河北郡津幡町字清水チ 329
TEL (076)288-3331(代)

JA金沢市

金沢市松寺町末 59-1
TEL (076)237-0002(代)

JA金沢中央

金沢市入江 1-1
TEL (076)291-5000(代)

JAののいち

野々市市市中林 5 丁目 1 番 5
TEL (076)248-2171(代)

JA松任

白山市村井町 1776
TEL (076)276-2222(代)

JA白山

白山市井口町に 62 番地 1
TEL (076)272-3333(代)

JA能美

能美市粟生町ヨ 1 番地
TEL (0761)57-3505(代)

JA根上

能美市大成町リ 40 番地
TEL (0761)55-1100(代)

JA小松市

小松市上小松町丙 252
TEL (0761)22-5111(代)

JA加賀

加賀市作見町ホ 10 番地 1
TEL (0761)73-1313(代)

